

知的財産権取得事業 補助金

知的財産権（特許権・実用新案権）の取得を行った市内中小企業者に対し、取得に要した費用の一部を補助します。

■ 補助対象者 ■

本市に主たる事業所を持ち、市民税の滞納をしていない中小企業

■ 補助内容 ■

	特許権	実用新案権
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 審査請求料 ・ 当初3年分の特許料 ・ 出願に係る弁理士費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料 ・ 電子化手数料 ・ 審査請求料 ・ 当初3年分の登録料 ・ 出願に係る弁理士費用
補助率	対象経費の2分の1以内	
上限額	20万円	10万円

※平成24年4月1日以降に出願されたものが対象です。

■ 交付予定件数 ■

6件程度
(申請状況により、予算の範囲内で交付します。)

(注意事項)

- ・ 補助金交付回数は、1年度につき1回までです
- ・ 補助金の交付申請期限は、知的財産権の取得の日から1年間です。
- ・ 今後取得予定の案件をお持ちの方は、担当者まで一度御相談ください。



くわしくは、ホームページを御覧下さい

吹田市中心企業活性化補助金

検索 

～ 補助金交付までの流れ ～

